

第二期守谷市子ども・子育て支援事業計画の随時見直しについて

1 第二期子ども・子育て支援事業計画随時見直しについて

守谷市では、平成27年4月施行の「子ども・子育て支援新制度」に基づき、市の子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に実施・推進していくため、令和2年4月に「第二期守谷市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）」を策定し、昨年度は計画期間の中間年に当たることから、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号）に基づき、年齢別人口推計とこれに基づく教育・保育の量の見込み等について、令和4年度から令和6年度までの3年間分を変更しました。

今年度になって、既存幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行や、保育園等の利用定員の変更について事業者から申し出がありました。それに伴い、計画の随時見直しを行う必要があることから確保方策の見直しを行うものです。

2 守谷二三ヶ丘幼稚園幼保連携型認定こども園への移行の経緯

令和5年4月から理事長の変更、運営の方針の見直しにより幼保連携型認定こども園への施設類型の変更を検討しているとの相談が同園からありました。これについては7月19日の保健福祉審議会において口頭報告をした上で、8月31日に園から保護者への説明会を行っている状況です。

○名称：学校法人 二三ヶ丘学園 守谷二三ヶ丘幼稚園

認可定員：240名 在籍児童数（令和5年5月1日時点）：139名

・令和6年度 幼稚園のまま、新制度へ移行

年齢	3歳児	4歳児	5歳児	計
利用定員 1号	40人	40人	40人	120人

・令和7年度 幼保連携型認定こども園へ移行

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
利用定員	1号			34人	34人	34人	102人
	2号			6人	6人	6人	18人
	3号	0人	6人	6人			12人
	計	0人	6人	6人	40人	40人	132人

◎ 国の方針において、認定こども園への移行を促進するため、幼稚園等が認定こども園への移行を希望する場合には、認定こども園の認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定を行うこととなっています。

→ 計画に反映させます。

3 認可保育園等の利用定員の変更の経緯

- ① 令和5年4月に市に対して、アイگران保育園守谷駅前、アイگران保育園百合ヶ丘の運営主体である株式会社アイگرانから、保育士の確保ができないため恒常的に実利用児童数が利用定員を大幅に下回っている状況となっていることから、公定価格の階層区分の差額による経営状況改善のため、利用定員の引下げを相談されました。

○名称：株式会社 アイگران アイگران保育園守谷駅前

利用定員：100名 → 80名

- ・令和6年度利用定員の引下げ

	在籍児童数						
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
変更前利用定員	12名	12名	18名	19名	19名	20名	100名
変更後利用定員	9名	12名	12名	15名	16名	16名	80名

○名称：株式会社 アイگران アイگران保育園百合ヶ丘

利用定員：90名 → 80名

- ・令和6年度利用定員の引下げ

	在籍児童数						
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
変更前利用定員	15名	15名	15名	15名	15名	15名	90名
変更後利用定員	9名	12名	12名	15名	16名	16名	80名

- ② 令和5年3月に同年6月からの、学校法人わかば学園 もりや幼保園の1号（幼稚園枠）の利用定員の変更が提出されました。

○名称：学校法人 わかば学園 もりや幼保園

利用定員：1号定員140名 → 120名

- ・令和5年6月から利用定員の引下げ

	在籍児童数						
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
変更前利用定員	—	—	—	40名	50名	50名	140名
変更後利用定員	—	—	—	40名	40名	40名	120名

- ◎ 利用定員の減少は、法第35条第2項又は第47条第2項の規定により事業者の届出で足りるものであるため、市町村は、必要な事項を盛り込んだ届出を受理せず利用定員の減少を認めないといった対応を取ることができないものです。
→事業者と複数年にわたり協議を行ってきた結果、実利用人数と見込み及び経営状況を勘案した利用定員の減少を行うものであり、計画に反映させます。